

定

款

株式会社 島 精 機 製 作 所

定

款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社島精機製作所と称する。英文ではSHIMA SEIKI MFG. , LTD. とする。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 繊維機械ならびに関連機器の開発、製造および販売
2. 電子制御機器ならびに装置の開発、製造および販売
3. 情報処理機器ならびに装置の開発、製造および販売
4. 医療機器、医療用具、車両、船舶、航空機、宇宙機器、産業用機械器具、その他の機械器具およびその部品ならびにこれらに関連する製造装置・器具備品の開発、製造および販売
5. 前各号に関連する機器の修理・保全
6. 金型および樹脂成形加工品の開発、製造および販売
7. ソフトウェアの開発、製作および販売
8. 音声、映像、データ等のコンテンツの企画、製作および販売
9. 繊維原料、繊維製品および衣料サンプル、データの開発、製造、輸出入および販売
10. 酒類、飲料類の輸出入および販売
11. 食料品および日用品の製造、加工、輸出入および販売
12. 家具、室内装飾品、皮革製品、美術工芸品、一般雑貨の輸出入および販売
13. インターネット等のネットワークを利用した通信販売およびカタログ販売ならびに古物営業法に基づく古物の売買
14. 発電および電気の供給、販売
15. 各種スポーツ施設、レジャー施設の企画および経営
16. 宿泊施設、飲食施設の企画および経営
17. 不動産の管理、賃貸借、売買および仲介
18. 有価証券の保有および運用
19. 総合リース業、レンタル業
20. 各種事業に対する投資
21. 前各号に関する調査・研究ならびに技術指導およびコンサルティング業
22. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を和歌山市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、142,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対して請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、当社が売渡すこととなる数の株式を有しないときは、この限りではない。

(2) 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続きは、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、社長に差支えあるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がその任にあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は10名以内とする。

(2) 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選 任)

第20条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により選任する。

(2) 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者（以下「補欠者」という。）を選任することができる。

(3) 前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする。

(4) 補欠者の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、社長に事故または差支えあるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。

(2) 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日より3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。

(3) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から会長、社長各1名、副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

(顧問および相談役)

第26条 取締役会の決議によって顧問および相談役若干名を置くことができる。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役への業務執行の決定の委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第31条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日より3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。

(2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当および基準日)

第35条 当会社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当および基準日)

第36条 当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)

2020年6月開催の第59回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。